

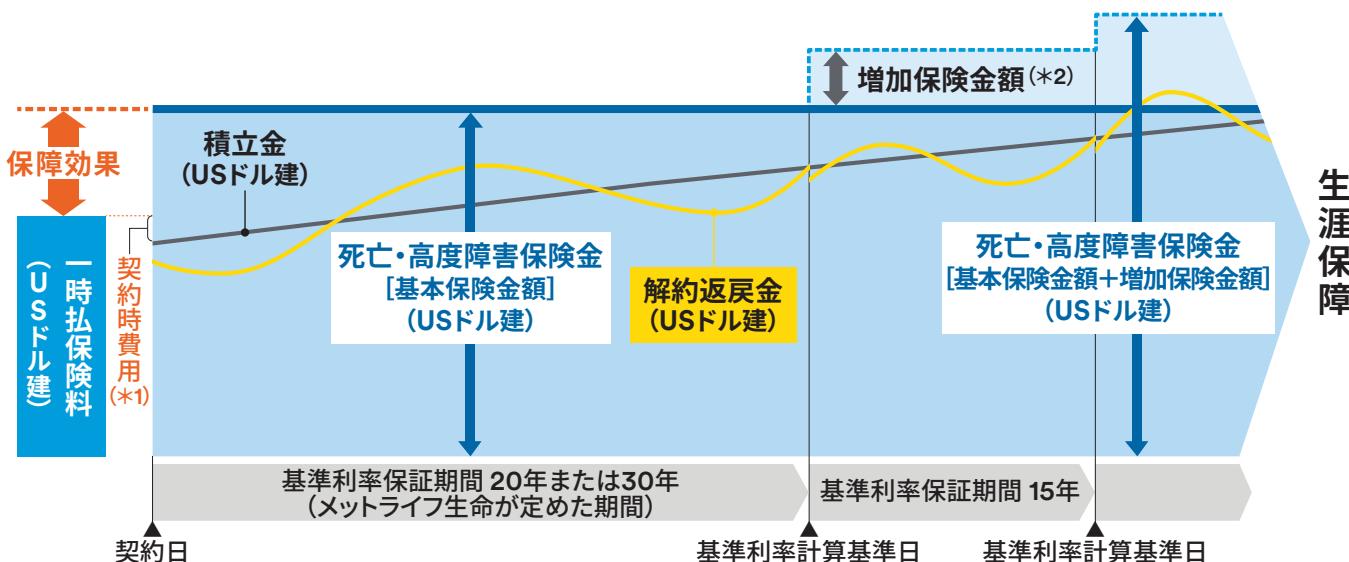
健康告知ありプラン

利率変動型一時払終身保険(米ドル建 16)

1 商品の特徴としくみ

- 1 ご契約後すぐに、USドル建で、払い込んだ保険料より大きな保障が得られます。
- 2 死亡または高度障害状態に該当されたときに、保険金をお支払いします。

イメージ図



*1 一時払保険料の8.2%~10.7% (契約時費用の割合は契約年齢・性別などによって異なります)。

*2 更改時に適用される基準利率が年2.00% (最低保証基準利率) を上回った場合、増加保険金額が発生します。

付加できる主な特約

- リビング・ニーズ特約
- 給付金代理請求特約
- 保険料円入金特約
- 外貨入金特約
- 円支払特約
- 年金支払特約
- 年金移行特約

2 主なお取扱い

※お取扱いの範囲は、契約内容などにより異なります。

契約者の年齢範囲	0歳~満100歳(申込日における満年齢)		
被保険者の契約年齢範囲	0歳~満85歳(契約日における満年齢)		
運用通貨	USドル	保険期間	終身
基準利率保証期間	契約時	20年または30年のうち、メットライフ生命が定める期間	
	更改時	15年	
基本保険金額	最低金額	3万USドル	
	最高金額	10億円相当額 ※メットライフ生命の他の保険契約との通算金額などによっては、ご希望の金額でお申込みいただけない場合があります。	
一時払保険料	基本保険金額が3万USドル以上となる100USドル単位の保険料		
解約返戻金	あり	配当金	なし
健康に関する告知	告知書扱、健康診断書扱、診査医扱		

3 保障内容

保険金の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	支払事由発生日における次のいずれか大きい金額 ①基本保険金額および増加保険金額の合計額 ②解約返戻金相当額
高度障害保険金	被保険者が所定の高度障害状態に該当されたとき	

4 ご留意いただきたい事項

ご負担いただく費用について

- 当保険にかかる費用は、以下の費用の合計額となります。

契約時・保険期間中にご負担いただく費用

項目		ご負担いただく時期
保険関係 費用 (*)	保険契約の締結にかかる費用 (契約時費用)	契約時に、一時払保険料から差し引きます。
	死亡・高度障害保障や保険契約の維持のための費用	保険期間中、積立金から毎月差し引きます。
	資産運用のための費用 (運営管理費率)	基準利率を決定する際に、所定の期間における指標金利の平均値に1.0%を増減させた範囲内でメットライフ生命が定めた利率から差し引きます。

*「保険関係費用」は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過期間などによって異なるため、一律には記載できません。

外貨のお取扱い時にご負担いただく費用

(金融機関で通貨交換をされる場合)

- 外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

(金融機関で外貨のお払込み・お受取りをされる場合)

- 保険料を外貨で払い込む際や保険金などを外貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

(通貨交換に関する特約などを利用される場合)

- 「保険料円入金特約」「外貨入金特約」および「円支払特約」のレートには為替手数料が含まれており、お客様のご負担となります。各レートは、メットライフ生命指定の金融機関が公示する外貨交換レートと円交換レートの中間の値(TTM)を基準として計算されたレートです。

保険料円入金特約のレート	TTM + 50 銭
外貨入金特約のレート	(払込通貨の TTM - 25 銭) ÷ (運用通貨の TTM + 25 銭)
円支払特約のレート	TTM - 50 銭

※1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※記載のレートは2025年10月現在のものであり、将来変更されることがあります。

年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払特約・年金移行特約を付加した場合には、次の費用を差し引きます。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金を管理するための費用	年金額の1.00%	毎年の年金支払時に差し引きます。

※費用の割合は2025年10月現在のものであり、将来変更されることがあります。

外貨を円に交換する場合の影響(為替リスク)について

- 為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

販売手数料について

一時払保険料の額に下記の支払率を乗じた金額が、1年あたりの販売手数料として引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。なお、販売手数料は、上記 ご負担いただく費用について に追加してお客様にご負担いただくものではありません。

	初年度	次年度以降
支払率	3.50%	0.36%(支払期間:9年)

※特別条件が適用された際に発生する特別保険料は、販売手数料の対象外となります。

・この商品は、メットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

・金融情勢などの影響により、プラン・運用通貨によってはお取扱いを見合わせている場合があります。

・お申込みにあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■募集代理店

■引受保険会社



株式会社 SBI新生銀行
〒103-8303
東京都中央区日本橋室町2-4-3
0120-456-860
<https://www.sbihinseibank.co.jp>



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
www.metlife.co.jp TEL:0800-1701573
補2505-0022 WL09-GC-3001-0397[2](25.10)
【普3】 P2/P2(2025年10月現在)

保障重視プラン(健康告知なし)

一時払終身保険(米ドル建 初期死亡保険金抑制型)

(職業告知のみでお申込みいただけます)

1 商品の特徴としくみ

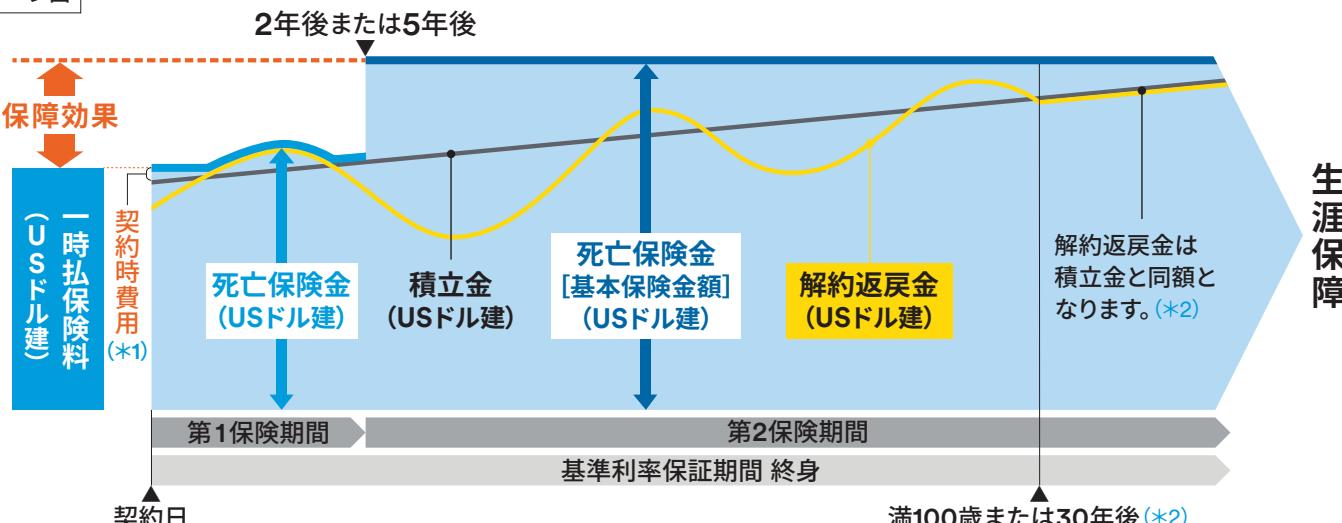
1 ご契約2年後または5年後から、USドル建で、払い込んだ保険料より大きな保障が得られます。

※保障がふえるまでの期間を、ご契約時に2年または5年から選択いただけます。

2 保障がふえるまでの期間、死亡保障に円建の最低保証を付けることもできます。

※初期死亡時保険金円建保証特約を付加した場合、保障がふえるまでの期間の死亡保険金額について、一時払保険料相当額の円換算額を最低保証します。

イメージ図

*1 一時払保険料の4.0%。[詳しくは 裏面 ご負担いただく費用について](#)

*2 解約日・減額日が下記の場合、市場価格調整は行いません。

契約年齢 満70歳以下:契約日から30年後の年単位の契約応当日以後

契約年齢 満71歳以上:被保険者が満100歳となって迎える年単位の契約応当日以後

付加できる主な特約

- 保険料円入金特約 • 外貨入金特約 • 円支払特約 • 年金支払特約 • 年金移行特約
- 初期死亡時保険金円建保証特約

2 主なお取扱いについて

※お取扱いの範囲などは、契約内容により異なります。

契約者の年齢範囲	0歳～満100歳(申込日における満年齢)		
被保険者の契約年齢範囲	満50歳～満90歳(契約日における満年齢) ※特約の有無などにより、契約年齢範囲が異なります。		
運用通貨	USドル	保険期間・基準利率保証期間	終身
基本保険金額	最低金額	3万USドル	
	最高金額	15億円相当額	※メットライフ生命の他の保険契約との通算金額などによっては、ご希望の金額でお申込みいただけない場合があります。
一時払保険料	基本保険金額が3万USドル以上となる100USドル単位の保険料		
解約返戻金	あります	配当金	ありません
健康に関する告知	不要		

3 保障内容

保険金の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	各保険期間において、支払事由発生日における次のいずれか大きい金額 ①一時払保険料相当額 ②積立金相当額 ③解約返戻金相当額 第1保険期間中(*3)(契約日から2年間または5年間)(*4) ①基本保険金額 ②解約返戻金相当額 第2保険期間中(契約日の2年後または5年後の契約応当日以後)

*3 初期死亡時保険金円建保証特約を適用してお支払いする場合、もっとも大きい金額の円換算額または円建最低保証額(一時払保険料相当額の円換算額)のいずれか大きい金額をお支払いします。

*4 ご契約時に選択いただいた期間となります。

※このプランに高度障害保険金はありません。

4 ご留意いただきたい事項

ご負担いただく費用について

- 当保険にかかる費用は、以下の費用の合計額となります。

契約時・保険期間中にご負担いただく費用

項目		ご負担いただく時期
保険関係費用	保険契約の締結にかかる費用(契約時費用)	契約時に、一時払保険料に4.0%を乗じた金額を、一時払保険料から差し引きます。(*1)
	保険契約の締結・維持および死亡保障にかかる費用(*2) (*3)	保険期間中、積立金から毎月差し引きます。
	保険金額を円建で最低保証するための費用(*2) ※初期死亡時保険金円建保証特約を付加した場合のみ	第1保険期間中、保険金額について一時払保険料相当額の円換算額を最低保証するための費用を、積立金から毎月差し引きます。

*1 割合を乗じた金額と契約時費用として実際に差し引く金額には、端数処理によって1セント未満の差が生じることがあります。

*2 「保険契約の締結・維持および死亡保障にかかる費用」および「保険金額を円建で最低保証するための費用」は、第1保険期間の年数・一時払保険料・契約年齢・性別・経過期間などによって異なるため、一律には記載できません。

*3 保険契約の維持にかかる費用の水準は、基本保険金額の上乗せの適用の有無によって異なります。基本保険金額の上乗せは、一時払保険料が40万USドル以上の契約が対象となります。

外貨のお取扱い時にご負担いただく費用

(金融機関で通貨交換をされる場合)

- 外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

(金融機関で外貨のお払込み・お受取りをされる場合)

- 保険料を外貨で払い込む際や保険金などを外貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

(通貨交換に関する特約などを利用される場合)

- 「保険料円入金特約」「外貨入金特約」「円支払特約」および「初期死亡時保険金円建保証特約」のレートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。各レートは、メトラライフ生命指定の金融機関が公示する外貨交換レートと円交換レートの中間の値(TTM)を基準として計算されたレートです。

保険料円入金特約のレート	TTM+50銭	※1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
外貨入金特約のレート	(払込通貨のTTM-25銭) ÷ (運用通貨のTTM+25銭)	※記載のレートは2025年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。
円支払特約・初期死亡時保険金円建保証特約のレート(*4)	TTM-50銭	

*4 初期死亡時保険金円建保証特約のレートは、この特約を付加した場合の死亡時の保険金を円換算する際に適用されます。一時払保険料相当額の円換算額(保険料円入金特約を付加した場合は、その実額)と同額をお支払いする場合には適用しません。

年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払特約・年金移行特約を付加した場合には、次の費用を差し引きます。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金を管理するための費用	年金額の1.00%	毎年の年金支払時に差し引きます。

※費用の割合は2025年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

外貨を円に交換する場合の影響(為替リスク)について

- 為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

販売手数料について

一時払保険料の額に下記の支払率を乗じた金額が、1年あたりの販売手数料として引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。なお、販売手数料は、上記「ご負担いただく費用について」に追加してお客さまにご負担いただくものではありません。

支払率	被保険者の契約年齢	満50歳～満80歳	満81歳～満90歳
	初年度	3.50%	1.75%
	次年度以降(支払期間:9年)	0.25%	0.13%

・この商品は、メトラライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

・金融情勢などの影響により、プラン・運用通貨によってはお取扱いを見合わせている場合があります。

・お申込みにあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■募集代理店



株式会社 SBI新生銀行
〒103-8303
東京都中央区日本橋室町2-4-3
0120-456-860
<https://www.sbihinseibank.co.jp>

■引受保険会社



メトラライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
www.metlife.co.jp TEL:0800-1701573
補2412-0005 WL09-GC-3201-0397[1](25.04)
【普1】 P2/P2(2025年4月現在)

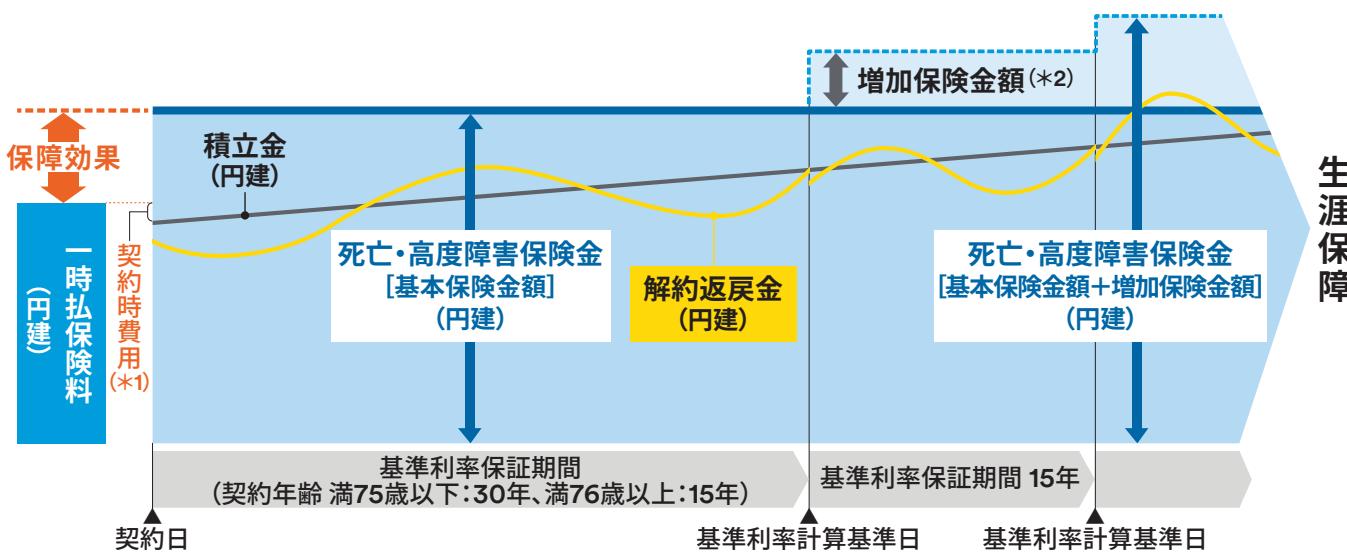
健康告知ありプラン

利率変動型一時払終身保険(I型 24)

1 商品の特徴としくみ

- 1 ご契約後すぐに、円建で、払い込んだ保険料より大きな保障が得られます。
- 2 死亡または高度障害状態に該当されたときに、保険金をお支払いします。

イメージ図



*1 <契約年齢 満75歳以下>一時払保険料に対し最大2.51% <契約年齢 満76歳以上>一時払保険料に対し最大2.00% (これらの費用は契約年齢・性別などによって異なるため最大の割合を表示しています。)

*2 更改時に適用される基準利率が年0.25% (最低保証基準利率) を上回った場合、増加保険金額が発生します。

付加できる主な特約 •リビング・ニーズ特約 •給付金代理請求特約 •年金支払特約 •年金移行特約

2 主なお取扱い ※お取扱いの範囲は、契約内容などにより異なります。

契約者の年齢範囲	0歳～満100歳(申込における満年齢)		
被保険者の契約年齢範囲	0歳～満85歳(契約における満年齢)		
運用通貨	円	保険期間	終身
基準利率保証期間	契約時	被保険者の契約年齢により以下のとおり 満75歳以下の場合は:30年／満76歳以上の場合は:15年	
	更改時	15年	
基本保険金額	最低金額	なし	
	最高金額	10億円 ※メットライフ生命の他の保険契約との通算金額などによっては、 ご希望の金額でお申込みいただけない場合があります。	
一時払保険料	500万円以上(10万円単位)		
解約返戻金	あり	配当金	なし
健康に関する告知	告知書扱、健康診断書扱、診査医扱		

3 保障内容

保険金の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	支払事由発生日における次のいずれか大きい金額 ①基本保険金額および増加保険金額の合計額 ②解約返戻金相当額
高度障害保険金	被保険者が所定の高度障害状態に該当されたとき	

4 ご留意いただきたい事項

ご負担いただく費用について

- 当保険にかかる費用は、以下の費用の合計額となります。

契約時・保険期間中にご負担いただく費用

項目	費用	ご負担いただく時期
保険関係 費用	被保険者の契約年齢 満75歳以下： 一時払保険料に対し最大2.51% 被保険者の契約年齢 満76歳以上： 一時払保険料に対し最大2.00% (これらの費用は契約年齢・性別 などによって異なるため最大の 割合を表示しています。)	契約時に、一時払保険料から差し引きます。
	死亡・高度障害保障や保険 契約の維持のための費用	(*) 保険期間中、積立金から毎月差し引きます。

*「死亡・高度障害保障や保険契約の維持のための費用」は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過期間などによって異なるため、一律には記載できません。

年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払特約・年金移行特約を付加した場合には、次の費用を差し引きます。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金を管理するための費用	年金額の1.00%	毎年の年金支払時に差し引きます。

※費用の割合は2025年10月現在のものであり、将来変更されることがあります。

解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

販売手数料について

一時払保険料の額に下記の支払率を乗じた金額が、販売手数料として引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。
なお、販売手数料は、上記 **ご負担いただく費用について** に追加してお客様にご負担いただくものではありません。

被保険者の契約年齢	満75歳以下	満76歳以上
支払率	2.00%	1.00%

※特別条件が適用された際に発生する特別保険料は、販売手数料の対象外となります。

・この商品は、メットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

・金融情勢などの影響により、プラン・運用通貨によってはお取扱いを見合せている場合があります。
・お申込みにあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■募集代理店



株式会社 SBI新生銀行
〒103-8303
東京都中央区日本橋室町2-4-3
0120-456-860
<https://www.sbihinseibank.co.jp>

■引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
www.metlife.co.jp TEL:0800-1701573
補2506-0049 WL09-GC-1021-0397[1](25.10)
【普2】 P2/P2(2025年10月現在)

健康告知なしプラン

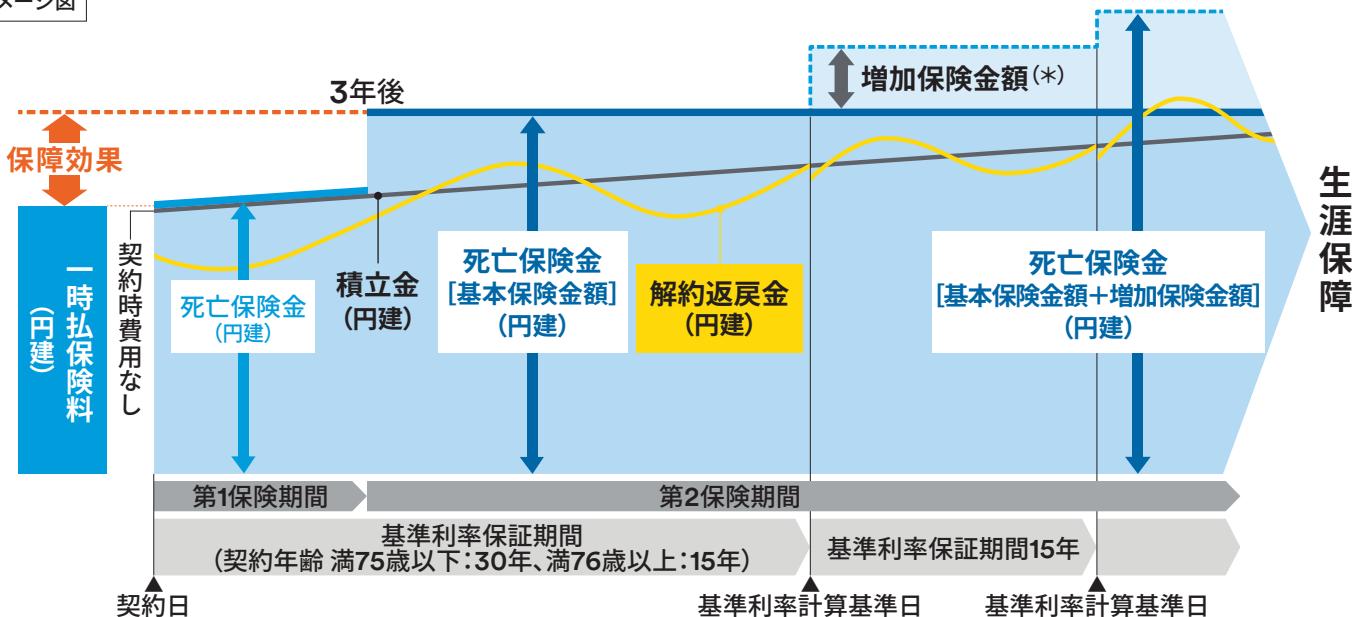
利率変動型一時払終身保険(II型 24)

(職業告知のみでお申込みいただけます)

1 商品の特徴としくみ

- 1 ご契約3年後には、円建で、払い込んだ保険料より大きな保障が得られます。
- 2 死亡保険金には円建での最低保証があります。

イメージ図



*更改時に適用される基準利率が年0.01% (最低保証基準利率) を上回った場合、増加保険金額が発生します。

付加できる主な特約

- 年金支払特約
- 年金移行特約

2 主なお取扱い ※お取扱いの範囲は、契約内容などにより異なります。

契約者の年齢範囲	0歳～満100歳(申込における満年齢)		
被保険者の契約年齢範囲	満40歳～満85歳(契約における満年齢)		
運用通貨	円	保険期間	終身
基準利率保証期間	契約時	被保険者の契約年齢により以下のとおり 満75歳以下の場合は:30年／満76歳以上の場合は:15年	
	更改時	15年	
基本保険金額	最低金額	なし	
	最高金額	10億円	※メットライフ生命の他の保険契約との通算金額などによっては、 ご希望の金額でお申込みいただけない場合があります。
一時払保険料	500万円以上(10万円単位)		
解約返戻金	あり	配当金	なし
健康に関する告知	不要		

3 保障内容

保険金の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	各保険期間において、支払事由発生日における次のいずれか大きい金額 ① 積立金相当額 ② 解約返戻金相当額 ③ 基本保険金額および増加保険金額の合計額 ④ 解約返戻金相当額

※このプランに高度障害保険金はありません。

4 ご留意いただきたい事項

ご負担いただく費用について

- 当保険にかかる費用は、以下の費用の合計額となります。

契約時・保険期間中にご負担いただく費用

項目	費用	ご負担いただく時期
保険関係 費用	死亡保障にかかる費用	(*)
	保険契約の締結・維持にかかる費用	0.30%

*「死亡保障にかかる費用」は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過期間などによって異なるため、一律には記載できません。

年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払特約・年金移行特約を付加した場合には、次の費用を差し引きます。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金を管理するための費用	年金額の1.00%	毎年の年金支払時に差し引きます。

※費用の割合は2025年10月現在のものであり、将来変更されることがあります。

解約時・減額時にご負担いただく費用(解約控除)

- 契約日から10年未満の解約時・減額時に、経過年数に応じて、積立金額に対して2.0%～0.2%を差し引きます。

解約控除率	2.0%～0.2%
-------	-----------

解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

- 解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

- 契約日から10年未満で解約・減額をされる際には、経過年数に応じた「解約控除」を行います。そのため、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

●販売手数料について

一時払保険料の額に下記の支払率を乗じた金額が、販売手数料として引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。
なお、販売手数料は、上記 **ご負担いただく費用について** に追加してお客様にご負担いただくものではありません。

被保険者の契約年齢	満75歳以下	満76歳以上
支払率	2.00%	1.00%

・この商品は、メットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
・金融情勢などの影響により、プラン・運用通貨によってはお取扱いを見合わせている場合があります。
・お申込みにあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■募集代理店

■引受保険会社



株式会社 SBI新生銀行
〒103-8303
東京都中央区日本橋室町2-4-3
0120-456-860
<https://www.sbihinseibank.co.jp>



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
www.metlife.co.jp TEL:0800-1701573
補2506-0048 WL09-GC-1221-0397[1](25.10)
【普2】 P2/P2(2025年10月現在)